

入札説明書類

件名：薬用植物総合情報データベースの機能拡張

令和4年12月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和4年12月21日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和5年1月10日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和5年1月11日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和5年1月11日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和5年1月12日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「薬用植物総合情報データベースの機能拡張」にかかわる入札公告(令和4年12月13日付)に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程(17規程第7号)(以下「会計規程」という。)及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領(17要領第8号)(以下「契約事務取扱要領」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 薬用植物総合情報データベースの機能拡張
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和5年3月31日
- (4) 納入場所 茨城県つくば市八幡台1-2
薬用植物資源研究センター筑波研究部
- (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のA~Cのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和4年12月21日(水)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 草間 n-kusama@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和5年1月10日(火)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- ⑥仕様書4(2)を証する書類(任意様式)

(3) 入札書

提出期限は令和5年1月11日(水)17時00分(郵送の場合も同様)
詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和5年1月11日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和5年1月12日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-2

国立薬用植物資源研究センター筑波研究部

草間

電話：029-838-0571

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年1月12日開札 薬用植物総合情報データベースの機能拡張 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和5年1月12日開札 薬用植物総合情報データベースの機能拡張 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) その他

仕様書4（3）記載の技術資料の閲覧を希望する者は、競争参加資格確認関係書類の提出期限の前営業日までに問い合わせ先に連絡すること。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和5年1月12日（木）14時00分

国立薬用植物資源研究センター筑波研究部 霊長類医学研究センター共同利用施設管理棟セミナー室（つくば市八幡台1-1）

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

契 約 書

1. 件 名 薬用植物総合情報データベースの機能拡張
2. 履 行 場 所 薬用植物資源研究センター筑波研究部
3. 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 5年3月31日
4. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、薬用植物総合情報データベースの機能拡張について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（契約の変更）

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議のうえ契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責により本契約書第1条の義務を履行する見込みがないと認められたとき。
- (2) 本契約書第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が、文書により契約の解除を申し出たとき。

- 2 甲が、前項各号により契約を解除するときは、乙は、契約残余期間分に相当する金額の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第10条 乙は、この契約に基づく作業中、乙の責により甲に損害を与えたときは、乙はその損害に対し、損害賠償金を支払わなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(甲の解除権)

第 11 条 甲は次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
- 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第 12 条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 13 条 甲が、第 11 条第 1 号及び第 2 号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第 1 項に規定する損害賠償額は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 15 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど
しているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 18 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 19 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 20 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 21 条 甲は、第 17 条、第 18 条及び第 20 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 17 条、第 18 条及び第 20 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 23 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第 562 条第 1 項但書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 24 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第 25 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

(乙)

仕 様 書

1. 件名 薬用植物総合情報データベースの機能拡張

2. 目的

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター（以下、当センター）は、筑波（茨城県つくば市）、北海道（北海道名寄市）、種子島（鹿児島県熊毛郡中種子町）の3研究部を擁し、植物体約4,400点、種子約17,000点に加え、生薬標本、さく葉標本、無菌培養物、遺伝子クローンなど様々な形態の種々の薬用植物資源を収集、保存している。また、優良な種苗の提供や、諸外国の研究機関との種子交換業務をはじめとする、保有資源の提供も積極的に行っている。

当センターでは、希少資源を数多く含むこれらの膨大な資産のより積極的な活用並びに高度利用化を進め、漢方薬・生薬関連業界の産業振興を図るため、2010年度より、漢方処方エキス製剤生産量の約90%を占める最重要漢方処方44処方に配合される生薬約75種を中心に、日本薬局方に関する情報や、成分情報等のユーザーの専門性に応じた多種多様なカテゴリーのデータを集約した、日本で初めての薬用植物総合情報データベースを構築した。2016年度からはデータベースの機能・情報拡充を主題とした研究を開始し、情報量の拡充や新規カテゴリデータの追加、更には、カテゴリー横断的な相関解析研究を目指した機能開発にも着手している。今後も引き続きデータベースの拡充を図り、生薬や漢方製剤原料の生物資源に関する研究支援・産業振興への寄与を目的とする。

本仕様書において、これに必要となる事項を以下の各号により定めるものとする。

3. 設置場所

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
薬用植物資源研究センター 筑波研究部
(茨城県つくば市八幡台1-2)

*事前に打ち合わせ・下見を行い、指定した場所に導入を行うこと。

4. 前提・制約条件

(1) 応札要件

本業務の遂行に必要な関連知識、十分なシステム開発能力、プロジェクト

ト管理能力を有し、本調達と同等規模のシステム構築経験を本業務の実施組織・部門が自らの経験として有していること。

(2) 要員スキル要件

本業務と同等規模のシステムの開発・導入を一貫して実施した経験を含む情報処理業務（システムの開発、運用等）の経験を有すること。

(3) 技術情報提供について

開発発言語、動作環境については、要件定義書に示す。入札に先だって、希望者には設計書などの技術資料を提供する。

5. 機能拡充の内容

(1) 品名および構成

品名 薬用植物総合情報データベースの機能拡張
構成（本件で拡張される機能のみを示す）

- 1) 種苗供給実装化情報
- 2) 鏡検・内部形態情報
- 3) 国際薬局方情報

ただし、導入、動作確認、及び調整を含む。

(2) 仕様

(ア) 種苗供給実装化情報

作業：昨年度開発を行った公開システムについて、システムに実装し公開すること。

昨年度開発した公開システムについては、別途提供を行う。

(イ) 鏡検・内部形態情報

これまでに構築を完了しているデータ登録システムの改修、並びにデータ公開システムの構築を行うこと。

改修点：書誌情報等のデータ項目の追加。

新規構築：データ登録システムで登録された生薬の鏡検・内部形態に関する情報をユーザーの任意のクエリーで検索し表示するデータ公開システムを構築すること。画像（写真または線画）データは代表的なもの数個とその他バリエーションを示す多数のデータを収載可能とすること。

詳細な作業イメージについては、要件定義書に準ずる。

仕様詳細

公開システム：

1. 検索画面に鏡検・内部形態情報の検索項目を追加する。
2. 検索結果一覧画面に鏡検・鏡検内部形態情報の件数を追加表示する。
3. 鏡検・内部形態情報一覧画面（新規）にて生薬に紐づく鏡検、内部形態情報の一覧を表示する。表示には、優先度を考慮した順序にて表示を行う。
4. 鏡検写真情報詳細画面（新規）にて、鏡検内部形態情報に登録されている用語を一覧で表示して、リンク付きで用語を表示する。
5. 用語画面（新規）にて、用語の説明を表示する。
説明内容については、設定ファイルにて指定できること。

登録システム

1. 鏡検内部形態情報登録画面に書誌情報入力欄を追加する。
2. 鏡検内部形態情報登録画面に表示優先度の設定欄を追加する。

(ウ) 国際薬局方情報

新規構築：日本、中国（香港）、韓国、ベトナム等の海外の薬局方に収載されている生薬モノグラフ情報をデータベース化するための登録システムを構築すること。登録される個別データ当たりの項目数は、各国薬局方に記載される60項目程度とし、将来的に、公開システムとして各国の薬局方記載の規格値等の記載事項の検索・比較表示が可能な状態で登録できるものとする。個別データの登録は、個別登録を行えるようにすること。

詳細な作業イメージについては、要件定義書に準ずる。

仕様詳細

公開システム：

作業なし。

登録システム

1. 局方収載情報一覧画面（新規）にて、局方収載情報一覧を表示する。
2. 局方収載情報登録画面（新規）にて、局方収載情報を登録する。
3. 局方収載情報項目の母国語、発音については日本語以外での言語での入力に対応する。

(エ) 情報セキュリティ対策

落札業者において、情報セキュリティ監査等の情報セキュリティ対策が実施されていること。

6. 履行期限

期日：令和5年3月31日（金）

上記期限までに、作業完了報告書を提出すること。

7. 設置場所における導入作業時の注意事項

(1) 導入作業（以下、作業）は、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日を除く平日（以下「平日」という。）の午前8時30分から午後5時の間に行うこと。

(2) 作業に際し施設へ入出するときは、必ずセンター担当者に通知すること。

(3) 担当者の許可なく、指定区域外へ立ち入ってはならない。指定区域外に立ち入る必要性が生じた場合は、必ずセンター担当者の許可を得ること。

(4) 作業を実施する場合は、センターの担当者からの注意を厳守し、当該担当者の指示のもと、これを実施すること。

(5) 作業中に疑義及びトラブルが発生した場合は速やかにセンター担当者に連絡し指示を得ること。

(6) 必要な場合は作業中にセンターが保持する物品、設備及び施設に損害を与えぬよう養生などを施すこと。

(7) 請負者の過失により、センターが保持する物品、設備及び施設に損害を与えた場合は、請負者がこれを補償するとともに復旧を行うこと。

(8) 作業時に発生した廃材及び作業場所の汚れなどは請負者が適切に処分及び清掃等を行うこと。

(9) 作業終了後はセンター担当者にその旨を連絡し、作業確認を受けること。

8. その他

(1) 本件拡張機能が正常に作動するために、引き渡し後1年以内に瑕疵が生じた場合は、無償でプログラム修正等の対応を行うこと。

(2) 本件拡張機能を当研究所職員により指定された機器へ導入し、調整等、拡張機能が正常に稼動するために必要な作業を行うこと。そのために発生する運賃、据付設置費、人件費等の諸経費はすべて落札業者が負担すること。

(3) 拡張機能導入時に既存の機能に不具合が生じないようにすること。また、不具合が生じたときには落札業者の負担により原状回復を行うこと。

(4) 拡張機能導入、調整等については当研究所職員の指示に従って行うこと。

(5) 拡張機能導入のスケジュールについては当研究所職員及び落札業者双方が相互に協議・決定し、そのスケジュールに従って納入作業を完了すること。

(6) データサーバへの導入・運用時に情報セキュリティ対策に係る要件が満たされているか確認すること。

(7) 拡張機能に係る更新プログラム一式をDVD-R等のメディアで提出すること。

(8) 拡張機能に係るシステム設計書を提出すること。

- (9) 操作マニュアルは1部以上提出すること。
- (10) 取扱説明は拡張機能導入時に当研究所担当職員に対して確実且つ適切に行うこと。
- (11) 本仕様書に記載のない事項については、当研究所職員と協議の上行うこと。

以 上

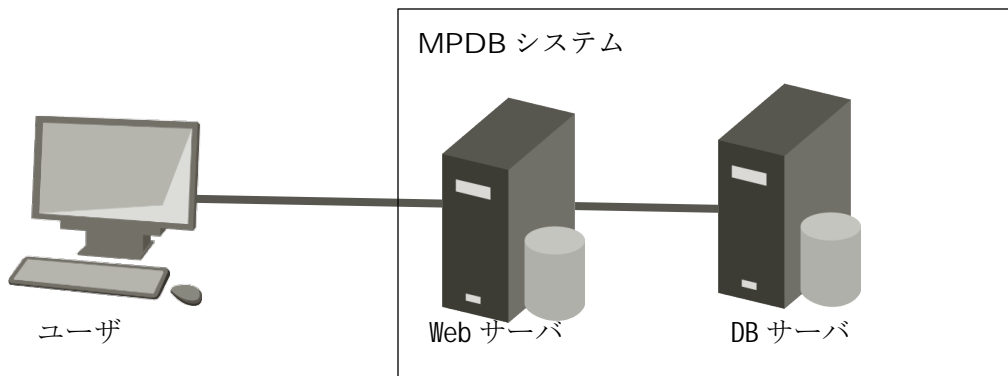
要件定義書

1. 件名 薬用植物総合情報データベースの機能拡張

2. システム構成

2.1 システム構成図

下記にシステム構成図を記載する。



2.2 ハード構成

No.	ハード	OS	用途
1	DELL PowerEdge T320	RedHat(linux)	Linux サーバ Web サーバ
2	HP 9AQ17AA-AAAA	Windows10 Home(64bit)	DB サーバ

2.3 ソフトウェア構成

No.	ソフトウェア	バージョン	説明
1	RedHat	6 系	OS
2	MySQL	5.1 系	DBMS
3	Apache	2.4 系	WWW サーバ
4	Perl	5.8 系	汎用スクリプト言語

3. 要件

3.1 公開機能

a) 生薬検索画面 (変更)

- ・生薬検索画面の検索項目に形状、産地、野生・栽培、入手先、キーワードを追加する。

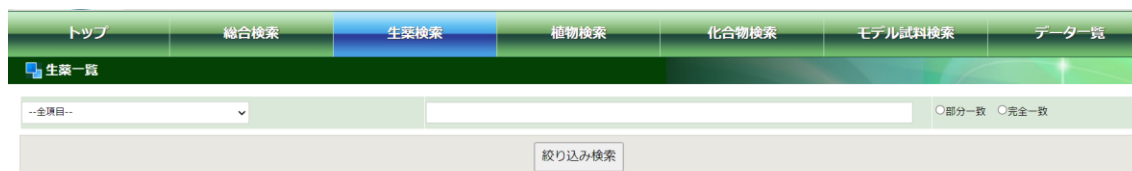
イメージ



b) 検索結果一覧画面 (変更)

- ・検索結果一覧に鏡検・内部形態情報の件数を追加で表示する。
- ・件数にリンクを付与し、リンク先は鏡検・内部形態情報一覧画面とする。

イメージ



リンクをクリックすると、詳細情報を表示します。

No.	生薬名	生薬ラテン名	生薬英名	産方記載	基原植物	モデル試料	遺伝子情報	処方名 (漢字)
1	インヨウカク	EPIMEDII HERBA	Epimedium Herb	局	ホザキイカリソウ, キバノイカリソウ, イカリソウ, トキワイカリソウ			
2	オウゴン	SCUTELLARIAE RADIX	Scutellaria Root	局	コガネバナ	33件	81件	温清飲, 黄連解毒湯, 乙字湯, 前芥連翹湯, 柴胡加竜小柴胡湯, 大柴胡湯, 半夏瀉心湯, 防風通聖散
3	オウバク	PHELLODENDRI CORTEX	Phellodendron Bark	局	キハダ	23件	9件	温清飲, 黄連解毒湯, 前芥連翹湯, 半夏白朮天麻湯
4	オウレン	COPTIDIS RHIZOMA	Coptis Rhizome	局	キクバオウレン, セリバオウレン, コゼリバオウレン	10件	31件	温清飲, 黄連解毒湯, 前芥連翹湯, 半夏瀉心湯

鏡検・鏡検内部形態情報
[1件](#)
[2件](#)
[3件](#)
[4件](#)

c) 内部形態情報一覧画面 (新規)

- ・生薬に紐づく鏡検・内部形態情報の一覧を表示する。
- ・鏡検・内部形態情報の基本情報, 及び鏡検写真情報、鏡検線画情報の優先度に対応した表示を行う。
- ・鏡検写真情報, 鏡検線画情報にリンクを付与し、リンク先は鏡検写真情報詳細画面, 鏡検線画情報画面とする。

イメージ

トップ	総合検索	生薬検索	植物検索	化合物検索	モデル試料検索	データ一覧			
データ一覧									
生薬名	形状	産地	野生・栽培	入手先 (鏡検・内部形態情報より)	入手年月日	確認・同定者	備考	鏡検写真情報 表題1 表題2	鏡検線画情報 表題1 表題2
				(鏡検・内部形態情報より)				表題1 表題2	表題1 表題2
				(鏡検・内部形態情報より)				表題1 表題2	表題1 表題2
				(鏡検・内部形態情報より)				表題1 表題2	表題1 表題2

d) 鏡検写真情報詳細画面，鏡検線画情報詳細画面（新規）

- ・鏡検写真情報詳細画面には、鏡検写真情報に登録されている情報を表示する。
- ・鏡検線画情報詳細画面には、鏡検線画情報に登録されている情報を表示する。
- ・鏡検写真情報，鏡検線画情報それぞれのキーワードの内容は用語単位で切出してリンクを付与し、リンク先は用語画面とする。

イメージ

鏡検写真情報詳細画面

鏡検線画情報詳細画面

生薬名		生薬名	
表題		表題	
表題(日)		表題(日)	
解説		解説	
解説(日)		解説(日)	
キーワード	キーワード1 キーワード2	キーワード	キーワード1 キーワード2
キーワード(日)	キーワード1 キーワード2	キーワード(日)	キーワード1 キーワード2
写真	(画像)	写真	(画像)
写真 (矢印・コメント付き)	(画像)	写真 (矢印・コメント付き)	(画像)

e) 用語画面（新規）

- ・内部形態情報に紐づく用語（キーワード）とその解説を表示する。

イメージ

トップ	総合検索	生薬検索	植物検索	化合物検索	モデル試料検索	データ一覧
データ一覧						
キーワード	解説					
キーワード1	解説1					

f) データ一覧画面

- ・データ一覧画面に鏡検・内部形態情報一覧のリンクを追加する。

イメージ



鏡検・内部形態情報一覧

3.2 登録機能

a) 鏡検・内部形態情報新規登録画面、鏡検・内部形態情報更新画面（変更）

・優先順位（基本情報、写真情報、線画情報のそれぞれに追加する）、書誌情報の項目を追加する。

・キーワードとその説明内容は、「写真情報」及び「線画情報」の詳細情報中「キーワード」の項に記載された情報から切り出すようにする。

イメージ

基本情報

公開設定 非公開 医薬基盤研内公開 公開

*生業名

産地

野生・栽培

入手先

入手年月日

確認・同定者

備考

*鏡検写真情報 鏡検写真情報を追加

鏡検写真情報*

表題

表題(日)

解説

解説(日)

キーワード

キーワード(日)

写真 選択されていません

添付するファイルは一度アップロードしてください。(アップロード後、画像を表示することができます)

写真(矢印・コメント付き) 選択されていません

添付するファイルは一度アップロードしてください。(アップロード後、画像を表示することができます)

備考

*鏡検線画情報 鏡検線画情報を追加

鏡検線画情報*

表題

表題(日)

解説

解説(日)

キーワード

キーワード(日)

線画 選択されていません

添付するファイルは一度アップロードしてください。(アップロード後、画像を表示することができます)

線画(矢印・コメント付き) 選択されていません

添付するファイルは一度アップロードしてください。(アップロード後、画像を表示することができます)

備考

登録内容確認

<優先順位の追加

<書誌情報、優先順位の追加

<書誌情報、優先順位の追加

b) 局方収載情報一覧画面（新規）

- ・登録されている局方収載情報を一覧表示する。
- ・表示されている情報に局方収載情報登録画面へのリンクを用意する。
- ・新規登録用のボタンを用意する。

イメージ

薬用植物データベース登録システム					
Login : fjqas					ログアウト ヘルプ
メニュー	データ新規登録	データ検索(更新)	各種設定		
局方収載情報一覧画面		新規登録ボタン			
更新したいデータをクリックして下さい。					
局方ID▲	publishing office	English title (英語名)▲	Latin name (ラテン名)▲	Title in original language (母国語表記)	pinyin, pronunciation (発音)
A001	MHLW	Peony Root	Paeoniae Radix	シャクヤク	Syakuyaku

c) 局方収載情報登録画面（新規）

- ・局方収載情報を表示する。（新規登録の場合は空欄とする。）
- ・各項目は修正可とする。
- ・登録ボタン、キャンセルボタンを用意する。
- ・登録ボタンがクリックされた場合には DB に局方収載情報を登録する。
- ・登録項目の内、母国語表記と発音については日本語以外での言語での入力に対応する。

イメージ

薬用植物データベース登録システム		
Login : fjqas		ログアウト ヘルプ
メニュー	データ新規登録	データ検索(更新) 各種設定
局方収載情報登録画面		
局方ID	局方ID	XXX
Master table of pharmacopoeias	title of pharmacopoeia	JP
	version	17_eng
	language	English version
	issued year	
	supplement	
	issued year of supplement	
	country or region	Japan
	publishing office	MHLW
remarks		
Master table of crude drugs	crude drug ID	
	Latin title	
Basic information	English title (英語名)	Peony Root
	Latin name (ラテン名)	Paeoniae Radix
	Title in original language (母国語表記)	シャクヤク
	pinyin, pronunciation (発音)	Syakuyaku
(基原植物と使用部位)	(Used part)	Peony Root is the root
	(plant origin(s) Latin name(s))	Paeonia lactiflora Pallas (Paeoniaceae)
(成分含有量の規格)	(It contains)	It contains not less than 2.0% of paeoniflorin (C23H28O11: 480.46), calculated on the basis of dried material.



Assay	Assay	<p>Weigh accurately about 0.5 g of pulverized Peony Root, add 50 mL of diluted methanol (1 in 2), heat under a reflux condenser for 30 minutes, cool, and filter. To the residue add 50 mL of diluted methanol (1 in 2), and proceed in the same manner. Combine the filtrates, add diluted methanol (1 in 2) to make exactly 100 mL, and use this solution as the sample solution. Separately, weigh accurately about 10 mg of Paeoniflorin RS (separately determine the water <2.48> by coulometric titration, using 10 mg), dissolve in diluted methanol (1 in 2) to make exactly 100 mL, and use this solution as the standard solution. Perform the test with exactly 10 µL each of the sample solution and standard solution as directed under Liquid Chromatography <2.01> according to the following conditions. Determine the peak areas, AT and AS, of paeoniflorin in each solution.</p> <p>Amount (mg) of paeoniflorin (C23H28O11)</p> $= MS \times AT/AS$ <p>MS: Amount (mg) of Paeoniflorin RS taken, calculated on the anhydrous basis</p>
Operating conditions	Detector	An ultraviolet absorption photometer (wavelength: 232 nm).
	Column	A stainless steel column 4.6 mm in inside diameter and 15 cm in length, packed with octadecylsilanized silica gel for liquid chromatography (5 µm in particle diameter).
	Column temperature	A constant temperature of about 20° C.
	Mobile phase	A mixture of water, acetonitrile and phosphoric acid (850:150:1).
	Flow rate	Adjust so that the retention time of paeoniflorin is about 10 minutes.
Containers and storage	Containers and storage	Containers—Well-closed containers
登録ボタン	キャンセルボタン	

3. 導入

構築したシステム、及び昨年度開発した「種苗供給実装化情報公開システム」にも併せて、現行システムへの適用導入を行う。

「種苗供給実装化情報公開システム」については、別途提供する。

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 薬用植物総合情報データベースの機能拡張

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年12月21日（水）17時00分

提出先メールアドレス：草間 n-kusama@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：薬用植物総合情報データベースの機能拡張

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年12月21日（水）17時00分

提出先メールアドレス：草間 n-kusama@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 仕様書4（2）を証する書類（任意様式）
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和5年1月10日（火）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「薬用植物総合情報データベースの機能拡張」の入札において、
弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致し
ます。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名



(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 薬用植物総合情報データベースの機能拡張

金 _____ 円也

札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	〇〇 〇〇 印		
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	〇〇 〇〇 印		

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入札書在中

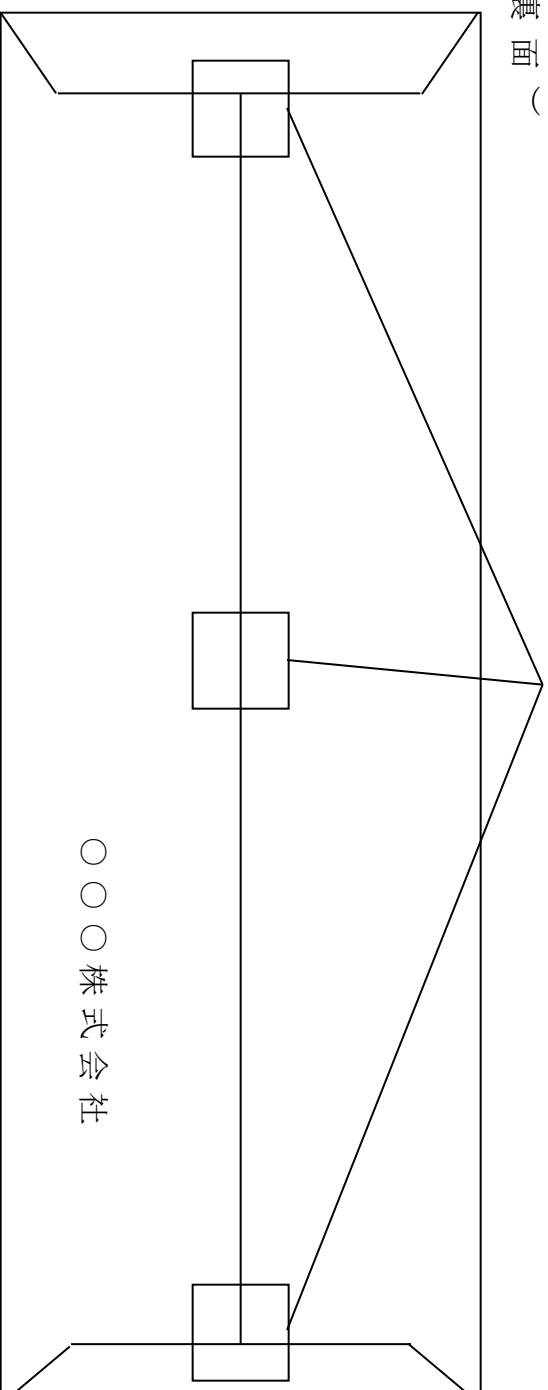
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入札辞退届

件名： 薬用植物総合情報データベースの機能拡張

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和5年1月12日開札 件名「薬用植物総合情報データベースの機能拡張」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関する事。 (契約の変更、解除に関する事を含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関する事。
3. 契約代金の請求及び受領に関する事。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：薬用植物総合情報データベースの機能拡張

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-2

国立薬用植物資源研究センター筑波研究部 草間

提出先メールアドレス n-kusama@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和4年12月21日（水）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類 : 令和5年1月10日（火）17時00分まで
入札書 : 令和5年1月11日（水）17時00分まで
開札日の日時 : 令和5年1月12日（木）14時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	薬用植物総合情報データベースの機能拡張
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をもても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 (_____)
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。